

入 札 説 明 書

南信森林管理署諏訪南森林事務所新築工事ほか監理業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 8 年 7 月 21 日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部森林管理局長 佐伯 知広

3 担当部局

〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5

中部森林管理局 総務企画部 経理課（1 階）

電話（IP）050-3160-6533 （NTT）026-236-2582

4 業務概要

（1）業 務 名 南信森林管理署諏訪南森林事務所新築工事ほか監理業務

（2）業務場所 長野県茅野市金沢字赤井沢 2473-1

（3）業務内容 「諏訪南森林事務所新築工事及び解体工事」に係る監理業務

詳細は「工事監理業務仕様書」による

（4）履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日（ただし、「南信森林管理署諏訪南森林事務所新築工事ほか」完成検査終了までとする。）

（5）本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う対象業務である。

（6）その他

ア 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）等は電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

イ 電子入札システムで利用できる IC カードは、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請により、承認された競争参加資格者名で IC カードを取得し、林野庁電子調達システムに利用者登録を行ったものに限る。

5 競争参加資格

（1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号（以下「予決令」という。））第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（3）令和 7・8 年度中部森林管理局競争参加有資格者のうち、「測量・建設コンサルタント等」

の業種区分「建築士事務所」に登録された「B等級」及び「C等級」の者であること（会社更生法（平成14年度法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

- （4）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がされている者（上記（3）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- （5）競争参加資格確認申請書および資料（以下「申請書等」という。）の提出期間の日から開札の時までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付59林野経第156号林野庁長官通達）または「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （6）平成23年4月1日から令和8年3月31日までの15年間に元請けとして完成・引渡し完了し、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。

同種業務：延べ床面積が20㎡以上の木造建築物の新築における工事監理業務の実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合に限る。）。

- （7）次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

ア 主任技術者として2級建築士、2級建築施工監理技士以上の資格のうち、いずれかの資格を有する者を配置できること。

イ 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの15年間に、上記（6）に掲げる業務の経験を有する者であること。

- （8）入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- （9）本店・支店又は営業所が中部森林管理局管内（富山県、長野県、岐阜県、愛知県）に所在すること。

- (10)「農林水産省発注工事等から暴力団の排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 請負者における重大な事故や労働災害（下請者が起こしたものを含む。）からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者であること。

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 5（3）の認定を受けてない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において上記 5（1）、（2）及び（4）から（11）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 5（3）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記 5（3）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札方式による場合は持参すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期間：入札公告 3（2）アに同じ。

イ 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別紙様式 1 ）、
「資料」（別紙様式 2、3）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書等の合計
ファイル容量が 10MB を超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（電
子メール送信容量は 5MB 以内とする。）（締切日必着）で提出すること。郵送又は電子
メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールで送付するものとし、
電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送または電子メールにより提出する場
合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムにより、申請書等と
して送信すること。

- ・ 郵送又は電子メールで提出する旨の表示
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類の目録
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者及び電話番号、電子メールアドレス
- ・ 郵送又は電子メールの場所の送付先は、入札公告 3（2）イに同じ。

ウ ファイル形式

電子入札システム又は電子メールによる提出書類のファイル形式については、以下の
いずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word

- ・ Microsoft Excel
- ・ その他アプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JEEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル LZH 形式

【紙入札による提出の場合】

ア 提出期間：入札公告 3（2）アと同じ。

イ 提出場所：入札公告 3（2）イに同じ。

ウ 提出方法：申請書及び資料等の提出は、上記イに持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。ただし提出期間内必着のこと）により提出するものとする。

（2）申請書は別紙様式 1 により作成すること

（3）資料は次に従い作成すること。

ただし、上記 5（6）の同種業務の実績、上記 5（7）の配置予定技術者の同種業務の経験については、業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

ア 同種業務の実績

上記 5（6）に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を別紙様式 2 に 1 件記載すること。

イ 配置予定の技術者

上記 5（7）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種業務の実績を別紙様式 3 に 1 件記載すること。

入札書投函後開札までの期間及び入札保留がされている期間において、他の業務等を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申出（理由：技術者の重複により）を行うこと。また、その申出に基づき投函された入札書は、無効とする。

なお、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合においては、他の業務を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに申請書の取下げ及び入札辞退を行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の業務にあたって請負者は、業務の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者を変更できるものとする。

ウ 契約書の写し

上記アの同種業務の実績、イの配置予定技術者の経験においては、実績として記載した業務に係る契約書等の写し及び資格が確認できる書面を提出すること。

また、契約書の他に施工計画書等の当該業務の内容（同種業務の実績及び技術者の経験）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

（4）資料説明会

資料説明会については、原則として実施しない。

（5）競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、競争参加資格申請受付期間の期限の日までに提出されたものをもって行うものとし、参加資格の有無については、令和8年8月14日までに「競争参加資格確認通知書」により通知する。

参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(7) その他

ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りでない。

7 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和8年8月25日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）16時まで（12時から13時までを除く。）。)

イ 提出場所：入札公告3（2）イに同じ。

ウ 提出方法：電子メールにより提出すること。提出後は、入札公告3（2）イに提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参による提出は認めるが郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和8年9月3日までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 提出期間：令和8年7月22日から令和8年8月12日まで

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日9時00分から16時00分まで（12時から13時までを除く。)

イ 提出場所：入札公告3（2）イに同じ。

ウ 提出方法：電子メール又は書面を持参することにより提出すること。提出後、上記3に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 上記（1）の質問に対する回答は、令和8年8月13日から令和8年8月18日まで、中部

森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>

9 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の締切は、入札公告 4 (3) アに同じ。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

- (2) 紙入札方式による持参の場合は、入札公告 4 (3) イに同じ。

- (3) 開札は、入札公告 4 (3) ウに同じ。

- (4) 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。なお、委任状がある場合は持参すること。

10 入札方法

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、宛名及び業務名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金：免除

12 業務内訳書の提出

- (1) 第 1 回目の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した業務内訳書を電子入札システムにより提出すること。

業務内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

ア 電子入札方式の場合

(ア) 提出方法

業務内訳書を(ウ)に示すファイル形式にて作成し、業務内訳書添付フィールドに業務内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

(イ) 郵送について

業務内訳書が 10MB を超える場合には、業務内訳書についてのみ郵送(締切日時必着)で提出すること。

郵送で提出する場合には、業務内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札

システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し二重封筒とし、表封筒に「業務内訳書在中」と朱書きし、中封筒に業務内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面(任意様式)を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- ・ 郵送等をする旨の表示
 - ・ 郵送等する書類の目録
 - ・ 郵送等する書類のページ数
 - ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- 郵送の提出先は、別表の 1 申請窓口に同じ。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムにより業務内訳書を提出する場合のファイル形式は、上記 6 (1) ウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付する。

イ 紙入札方式の場合

入札書とともに業務内訳書を提出すること。

(2) 業務内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) 提出された業務内訳書は返却しないものとする。

(4) 入札の際に業務内訳書が未提出又は提出された業務内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該業務内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された業務内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書、資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに中部森林管理局競争契約入札心得([中部森林管理局ホームページ](#) (ホーム>公売・入札情報>契約関係情報>競争契約入札心得)でダウンロードすることにより交付)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札者決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記 5 に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15 配置予定技術者の確認

落札者決定後、配置予定の技術者が上記 5 の (7) に違反する事実が確認された場合、契

約を結ばないことがある。

なお、実際の業務にあたって請負者は、業務の継続性において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 請負者の責によらない理由により業務中止又は業務内容の大幅な変更が発生し、履行期間が延長された場合。

いずれの場合であっても、交代の時期は履行期間上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び業務経験は、交代日以降の業務内容に相応した資格及び業務経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

16 契約書作成の要否

契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

17 支払条件

- (1) 前払金 無
- (2) 中間前払金及び部分払い 無

18 再苦情申立て

- (1) 支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 7 (2) の回答を受け取った日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面により、支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、中部森林管理局入札等監視委員会が審議を行う。
- (2) 提出場所及び苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、入札公告 3 (2) イに同じ。
- (3) 書面は、代表者又はそれに代わる者が持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。
- (4) 支出負担行為担当官は、苦情の申立てがあった者に対し、上記 (1) の入札等監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に次の内容を書面により回答する。
 - ア 申立てが認められないときは、苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由。
 - イ 申立てが認められると判断されたときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要。

19 関連情報を入手するための照会窓口

入札公告 4 (2) イに同じ。

20 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 申請書、資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、別紙様式 3 に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に配置すること。
- (4) 電子入札システムは、休日を除く 9 時から 17 時まで稼働している。
- (5) システム操作上の手引書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ア システム操作・接続確認等の問合せ先
- 農林水産省電子入札システムヘルプデスク
- 受付時間：9 時から 16 時まで
- 電話：048-254-6031
- E-mail：help@maff-ebic.go.jp
- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。
- (8) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (9) 本業務の手續に際して、本店、支店又は営業所の所在地として設定した区域は以下に示す区域である。
- 中部森林管理局管内(富山県、長野県、岐阜県、愛知県)
- (10) その他の入札に関する事項については、入札心得によるものとする。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持」をご覧ください。
https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。